

特集 経営改革プラン前半の取組の評価と後半の課題 ～「取組は概ね順調」との評価をいただきました～

平成26年度から取り組んでいる「長野県林業公社経営改革プラン」(7ヶ年計画)が3年を経過し、平成29年度はその中間年度に当たることから、「林業公社経営改革プラン推進会議(座長:植木達人信州大学教授)」において、4回の会議を経て、前半の取組を評価し、後半に向けての課題等を整理していただきました。その結果は以下のとおりです。

(木曽町三岳 中木樽団地)

前半の評価

- **取組の総括:** 「概ね順調に推移している。」
- **取組の概要:** ・ 長伐期化や分収率変更の取組結果は良好である。
 - ・ 森林整備や路網整備は、補助金の縮小により事業実績が減少しており、後期では効率的な実施が必要である。
 - ・ 新たな事業展開は緒についたばかりであり、今後、市町村からの受託事業に積極的に取り組む努力が必要である。

後半の課題と対応策

- **組織に関すること:**
 - ・ 若手職員の育成等 嘱託職員や県職員によるOJTや体験研修等を通じた若手職員の知識、技術の向上促進
- **事業に関すること:**
 - ・ 分収林事業の計画的な実施
 - ・ 経営不適地の契約解除の円滑な推進
 - ・ 収入の増大に向けた取組の推進
- **財務・公社運営に関すること:**
 - ・ 競争入札の徹底による経費の削減
 - ・ 長伐期化・分収率見直しの推進
 - ・ 企業的経営感覚を持った公社の運営



経営改革プラン推進会議の開催状況

Contents

【特集】	経営改革プラン前半の評価と後半の課題	1
	経営改革プランの主な取組状況	2
	分収率の見直しをお願いします	3
	平成29年度事業実績・平成30年度事業計画について	4
【トピックス】	根羽村のSFM森林認証協議会がSGECの定期審査を受けました	5
【林政の話題】	森林環境税と譲与税の創設が決定!	5
	林業公社からのお願い	5
【お知らせ】	平成30年度定時総会を開催しました	6
	林業公社からのお知らせ	6

組織の改革

- 役職員の配置計画** 平成27年度から計画どおり、4人のプロパー職員を新規採用しています。

区 分	H25 (a)	経営改革プランの期間							増減 (a-b)
		H26	H27	H28	H29	H30	H31	2020(b)	
プロパー職員	5	4	5	5	5	5	6	7	2
うち新規採用	0	0	2	1	1	0	1	1	(6)
県派遣職員	6	6	5	5	5	4	3	2	△4
嘱託職員	6	7	7	7	7	7	6	5	△1
計	17	17	17	17	17	16	15	14	△3

- 職員給与の改正** 業務内容が類似した民間企業等の給与水準を参考に給与規定を見直し、平成27年4月から職員給与を約1割削減しています。

事業の改革

- 新たな事業展開** 平成29年度は、期間内で初めて森林のプロット調査を2件受託しました。また、平成30年度は、佐久穂町において町有林の更新伐等の事業に関する調査、監督業務を受託しています。



プロット調査

- 長伐期化の推進（契約期間の延長）**

(単位：件、%)

総 数	変更済	変更残	計 画 と 実 績	年 度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	2020	計
1,191	※ 1 1,103	88		計 画	12	12	12	13	13	13	13	88
	実 績			17	21	6	5				49	
	達成率			141.7	175.0	50.0	38.5				55.7	

※1 変更済の件数には、契約当初から契約期間が70～80年である363件を含みます。

- 分収率の見直しの推進**

(単位：件、%)

総 数	変更済	変更残	計 画 と 実 績	年 度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	2020	計
1,049	※ 2 195	854		計 画	43	43	43	43	43	43	42	300※ 3
				実 績	84	77	56	15			232	
				達成率	195.3	179.1	130.2	34.9			77.3	

※2 変更済の件数には、契約当初から分収率が30:70である19件を含みます。

※3 期間終了時の変更残（554件）は2037年度までに完了させる計画です。

- 路網整備の実施（開設延長）**

(単位：m、%)

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	2020	計
計 画	3,950	4,500	5,000	5,000	5,000	4,500	3,500	31,450
実 績	9,093	1,208	2,534	3,960				16,795
達 成 率	230.2	26.8	50.7	79.2				53.4

分収率の見直しをお願いしています

木材価格が長期にわたり低迷する一方で、作業をする人の労働単価は上がり続けているため、林業経営は厳しい状況が続いています。

林業公社では、将来の収支を改善するため、土地所有者の皆様に分収率の見直しをお願いしています。

1 木材価格及び労働単価の動向（長野県林務部資料から作成）

- ・木材価格は、昭和55年以降低下を続け、ヒノキではピーク時の2割になっています。
- ・一方、事業費を左右する労働単価は、上昇を続けています。

（単位：木材価格 円／㎡、労働単価 円／人・日）

区 分		S41	S55	S62	H10	H29
スギ	価 格	14,450	36,460	22,400	18,600	10,800
	変 動 率	39.6	100	61.4	51.0	29.6
ヒノキ	価 格	16,570	70,750	48,400	33,500	15,200
	変 動 率	23.4	100	68.4	47.3	21.5
アカマツ	価 格	10,780	26,210	19,900	18,900	8,900
	変 動 率	41.1	100	75.9	72.1	34.0
カラマツ	価 格	11,340	25,670	15,600	16,900	13,400
	変 動 率	44.2	100	60.8	65.8	52.2
労働単価	価 格	950	6,700	8,500	13,100	18,000
	変 動 率	14.2	100	126.9	195.5	268.7

注) 1 「変動率」は、木材価格が最も高かった昭和55年を100としたときの比率です。

2 昭和41年は、公社の設立に伴い、分収率を45:55に設定した年です。

3 昭和62年は、新規契約の分収率を40:60に変更した年です。

4 平成10年は、新規契約の分収率を30:70に変更した年です。

2 土地所有者の皆様にお願ひする契約変更の内容

- ・当公社のこれまでの分収率の変更の経過等に鑑み、全ての分収造林契約の分収率について、「土地所有者：公社 = 30：70」への見直しをお願いしています。
- ・このほか、伐採時の材積を増加させ、材質がより良質になるよう、伐採林齢を長伐期化するため、契約期間を70～80年に延長する変更もお願いしています。



根羽村における契約見直しの説明会

3 これまでの分収率見直しの取組状況（平成30年3月31日現在）

○所有形態別の進捗状況

（件、％）

所有形態	市 町 村	財 産 区	生産森林組合 林野利用農協	共 有	個 人	そ の 他	計
契 約 件 数	145	49	79	239	455	82	1,049
変 更 済	137	48	78	45	76	43	427
完 了 率	94.5	98.0	98.7	18.8	16.7	52.4	40.7

注) 「その他」は、社寺、会社、その他団体です。

※・市町村有、財産区有、生産森林組合有等の見直しはほぼ完了しました。

・共有、個人有の見直しが進んでいません。

○地域振興局管内別の進捗状況

（件、％）

地 域	佐 久	上 田	諏 訪	上伊那	南信州	木 曽	松 本	北アルプス	長 野	北 信	計
契約件数	31	27	3	92	417	175	50	91	81	82	1,049
変 更 済	30	26	0	48	73	33	50	10	77	80	427
完 了 率	96.8	96.3	0	52.2	17.5	18.9	100	11.0	95.1	97.6	40.7

※・佐久、上田、松本、長野、北信管内の見直しはほぼ完了しました。

・諏訪、南信州、木曽、北アルプス管内の見直しが進んでいません。

4 平成30年度の取組方針

今年度は、契約件数が多く、見直し未了の契約地の多い南信州管内について、重点的に取組を進めていますので、御理解をお願いします。

平成29年度事業実績・平成30年度事業計画について

当公社では、契約地に生育する森林の適切な管理を通じ、水源涵養や県土の保全などの森林のもつ公益的機能の向上と、県産材の安定供給に資する森林づくりに努めています。

近年の施業は、林齢が高くなっていることから、間伐や間伐材を搬出するための作業道の開設が中心になっています。また、二ホンジカやツキノワグマの剥皮被害を防ぐための獣害防除も積極的に進めています。

事業内容	29年度実績	30年度計画
除伐(ha)	7	—
保育間伐(ha)	350	458
搬出間伐(ha)	20	42
つる切り(ha)	26	53
枝打ち(ha)	12	—
獣害防除(ha)	377	492
作業道開設等(m)	1,654	8,000
分収林契約適正化事業	長伐期変更契約等に係る業務	—
分収林施業転換推進事業	—	分収率の変更契約等に係る業務
事業費(千円)	163,016	243,975



間伐



列状間伐施工地
(飯田市南信濃 七久保2団地)



タワーヤードによる間伐材の搬出
(飯田市南信濃 七久保2団地)



作業道の開設状況 (栄村 矢櫃登度団地)



搬出された間伐材
(栄村 矢櫃登度団地)



獣害防除

間伐に併せて獣害防除対策を実施しています。

ツキノワグマによる剥皮被害
(大桑村 高山団地) 左

ビニールテープ巻き
(平谷村 梨ノ木2団地) 中

軟質プラスチック巻き
(南木曽町 高曽根団地) 右



トピックス

根羽村SFM森林認証協議会がSGECの定期審査を受けました

7月25～26日に、林業公社も参加している「根羽村SFM森林認証協議会」が、「緑の循環認証会議（SGEC）」の定期審査を受けました。

当公社関係では、昨年度保育間伐と獣害防除対策を実施した「アラノ廻し5団地」が現地審査の対象になりました。

審査委員からは、「施業をきちんと実施している。」との評価をいただいた一方で、間伐率やテープ巻きの対象木の選定方法等に工夫を求められましたので、今後の施業に活かしてまいります。



現地審査の状況

林政の話題

森林環境税と譲与税の創設が決定！ これを活用した「新たな森林管理システム」が始まります

昨年12月22日に閣議決定された「平成30年度税制改正の大綱」において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設が決まり、これを活用した「新たな森林管理システム」の実行に根拠を与える「森林経営管理法」がこの5月25日に成立しました。

森林環境税（仮称）は、平成36（2024）年度から日本国内に住所を有する個人から年額1,000円が徴収され、森林環境譲与税（仮称）として市町村及び都道府県に配分されます。譲与税の配分は平成31年度から前倒しで行われ、間伐をはじめ人材育成や木材利用の促進、普及啓発などの費用として幅広く使われます。

この森林環境税（仮称）を支える法律となる「森林経営管理法」は、森林資源の成熟に伴い、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目指す「新たな森林管理システム」を構築するための法律であり、概要は以下のとおりです。

- ① 森林所有者に適切な経営管理を促すため、経営管理の責務を明確化するとともに、
- ② 森林所有者自らが経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託することとし、
- ③ 林業経営に適さない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が自ら経営管理を行う。

これらの税制や法律に伴う制度により、今後、私有林の管理に対する市町村の役割がますます重要になってきます。

林業公社からのお願い

● 相続等の手続きについて

- ・ 公社の契約団地のうち、相続人が不明のため、収入間伐の収益や立木補償料などを土地所有者に交付できず、長野地方法務局に供託されている事例が、平成23年度以降、8件（45人分）発生し、約30万円が供託されています。

◎将来、主伐による収益を土地所有者の皆様確実に交付できますよう、必要が生じた場合、相続等の手続きをお願いします。

※相続等の手続きが完了したときや、住所や共有林の代表者に変更があった場合などは、林業公社まで御連絡ください。

● 契約地の現状確認等のお願い

- ・ 公社有林地の誤伐の防止や森林の適正な管理のため、土地所有者の皆様にも公社契約地の定期的な状況確認をお願いします。
- ・ 公社有林内での誤伐やゴミの不法投棄、病虫獣害等を発見した時は、直ちに御一報ください。

平成30年度 定時総会を開催しました!!

平成30年6月7日(木)、社員等65人の参加を得て、「平成30年度定時総会」を長野県林業センタービルで開催しました。議事としては、まず、欠員が生じている役員の補充選任を行いました。その後、平成29年度業務報告及び決算、平成30年度事業計画及び収支予算等について、また長期事業計画の策定、経営改革プランの進捗状況について報告されました。



◆ 長野県林業公社役員名簿(任期:平成29年6月8日~平成31年度定時総会終了時)

役 職 名	氏 名	他 の 職 名
理事(理 事 長)	太 田 寛	長 野 県 副 知 事
理事(副理事長)	市 村 敏 文	
理事(専務理事)	中 島 治	事 務 局 長
理 事	山 崎 明	長 野 県 林 務 部 長
//	茂 木 祐 司	御 代 田 町 長
//	羽 田 健一郎	長 和 町 長
//	白 鳥 政 徳	箕 輪 町 長
//	大久保 憲 一	根 羽 村 長
//	貴 舟 豊	大 桑 村 長
//	中 村 武 雄	朝 日 村 長
//	平 林 明 人	松 川 村 長
//	峯 村 勝 盛	飯 綱 町 長
//	富 井 俊 雄	野 沢 温 泉 村 長
//	高 田 幸 生	長野県森林組合連合会代表理事専務
監 事	内 村 孝 英	税 理 士
//	勝 野 一 成	阿 南 町 長
//	大 屋 誠	上 松 町 長

林業公社からの お知らせ

林業公社では、社員や契約者の皆様をはじめ、より多くの県民の方々に、「ホームページ」や「林業公社だより」を通じ、林業公社に関する情報を積極的に発信したいと考えています。

公社に対する御意見、御要望などを、FAXやE-mail等でお寄せください。

ぜひ、ご覧ください!!